
QA73 工業用など、食用以外に使用されるものの扱いはどうなるのでしょうか

工業用原料など食用以外の目的で使用されるものは、食品衛生法では規制していません。

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日